

請 願 文 書 表
(令和2年第4回定例会)

請 願 第 8 号	令和2年11月30日受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	日本学術会議会員の任命拒否の撤回の意見書を提出することを求める請願
紹 介 議 員	三 田 登 議員 菅 野 文 男 議員 伊 原 忠 議員
請 願 要 旨	<p>菅新首相は、日本学術会議第25期会員任命に際し、同会議から推薦された105名の会員候補のうちの6名の任命を拒否しました。この件に関し、日本学術会議は①任命しない理由の説明、②6名のすみやかな任命を要請し、これを支持する立場で学会・大学関係だけでも延べ900をこえる声明が表明されています。また、多数の市民団体やマスコミからも任命拒否の不当性を批判する声が挙がっています。</p> <p>首相の人事権を口実とした今回の任命拒否は、戦前に学問の自由を弾圧した反省から憲法に設けられた「学問の自由」や、日本学術会議法の「推薦に基づいて任命する」との規定から逸脱しています。従来、政府は「首相の任命権は形式的なものである」としてきました。内閣がその法解釈を恣意的に変更することは違法であり、国会の権限をも侵すもので認めることはできません。</p> <p>この間の国会審議等で、菅首相は6名の任命拒否の理由を具体的に示すことなく、「総合的・俯瞰的な活動を確保する観点から判断」、「バランスや多様性を考慮」などと抽象的なもの言いを繰り返すだけで、「事前の調整がなかった」と日本学術会議への責任転嫁まで行いました。それらのこと自体が不当で説明責任を果たしているとはいえません。</p> <p>日本学術会議の自律性、独立性を保つことは、多様な角度から真理を追究する学術研究を発展させ、社会全体が科学の成果を享受するために欠かせません。</p> <p>今回の会員人事への介入は、政府による自由な学術研究に対する統制と異論を排除する社会をつくり出すものだと考えます。最終的には、政府への忖度を国民に迫り、物言えぬ風潮を強めることに繋がる民主主義を破壊する暴挙と言わざるをえません。</p>

請 願 文 書 表
(令和2年第4回定例会)

以上のことと、憲法とそれに基づく法令を遵守することは、首相はもとより各地方議会を含めた公務員の義務であることを含め、下記の事項を国に対する八千代市議会の意見書として提出することを要請します。

【請願項目】

1. 日本学術会議が推薦した会員候補者を任命しなかった理由を明らかにしてください。
2. 任命拒否を撤回し、会員候補者6名をすみやかに任命してください。